

岩手県新規就農者育成方針

令和7年12月5日

岩手県農業普及技術課

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）（以下、「実施要綱」という。）別記1第7の1に基づき、以下のとおり定めるものとする。

1 新規就農者の確保・育成に向けた現状と課題

（1）現状

本県の新規就農者は、令和2年度以降、毎年280人前後で推移しています。近年では、雇用就農者が増加傾向にあります。

（単位：人、%）

年度	R2	R3	R4	R5	R6
新規就農者数	312	277	291	286	288
自営就農者	124(40)	110(40)	137(47)	126(44)	102(35)
雇用就農者※1	188(60)	167(60)	154(53)	160(56)	186(65)
うち青年就農者※2	235(75)	215(78)	212(73)	214(75)	186(65)

※1 雇用就農者数は、農業生産部門に従事する者をカウント。

※2 青年就農者は、45歳未満。

（2）課題

- ア 県内外からの多様な就農者を確保するための情報発信と就農支援体制の強化が必要です。
- イ 新規就農者のサポート体制を強化し、早期経営確立に向けた支援が必要です。
- ウ 新規就農者確保・育成アクションプランに基づく、地域が主体となった確保・育成対策の充実が必要です。

2 新規就農者確保・育成の目標

新規就農者の確保目標数 280人/年

3 新規就農者に対するサポート

- （1）新規就農者の確保目標数や、就農受入れから定着までの支援内容を明確にした「新規就農者確保・育成アクションプラン」を地域ごとに作成し、その実践を通じて、地域主体の新規就農者確保・育成対策に取り組みます。
- （2）就農から経営自立までの経営発展段階に応じ、生産技術・経営ノウハウの習得や機械・施設の整備等の取組を支援します。
- （3）就農を促進するため、就農相談会の充実を図るとともに、「岩手県農業経営・就農支援センター」での就農相談対応、就農支援情報を提供します。
- （4）県立農業大学校において「独立・自営就農支援研修」、「新規就農者研修」等を実施するほか、高度な専門知識や技術・経営に関する実践教育により、地域社会の発展を担うリーダーとなる青年農業者を養成します。

4 新規就農者育成総合対策（経営発展支援事業）岩手県加算ポイント算定方法

- (1) 県の持ち点は、実施要綱別記1別表1－1の2に基づき算出します。
- (2) 本事業の実施を要望した者の県加算ポイントは、下表の合計点数を基に、県の持ち点の範囲内で比例配分するものとします（小数点以下四捨五入）。
- (3) (2)で配分した結果、県ポイントが余った場合は、県ポイント上位者に対し、順に1ポイントずつ加算するものとします。

No.	項目	点数	点数付けの理由
1	研修 (いずれか一つを選択)	1 2	農業に関する技術習得状況
2	経営管理	1 1 1 1 1	経営改善を実施する意欲の有無
3	所得目標 (いずれか一つを選択)	1 2 3	早期経営確立を意識した計画作成
合計（最大10点、最低1点）		10	

（注）表内の項目中No. 2の①、②、③及び④、No. 3は、事業実施年度の4年後の年度までに実施するもの。

※1 事業実施の年度に農業経営を開始する場合は、実施要綱別記1の別紙様式第1号の別添1収支計画の「目標5年（度）目」の所得、事業実施の前年度に農業経営を開始している場合は同「4年（度）目」の所得とする。